

木質バイオマス利用促進事業（R8）

事業の目的及び概要

地球温暖化対策及び森林資源の利活用による持続可能な循環型社会の構築に向け、森林資源を生かしたエネルギー設備等を導入する費用の一部を補助することにより、市内の森林資源をエネルギーとして活用する資源・エネルギー循環型まちづくりを推進するとともに、市民による地域に根差した木質バイオマス等の再生可能エネルギーの利用等を促進し、低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進することを目的とする。

事業主体

補助金の交付を受けることのできる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住宅等を有する者、又は新たに建築しようとする者。
- (2) 納期の到来している市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。
- (3) 過去にこの補助金の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 木質バイオマス利用機器導入後1年の間に福井県産もしくは福井市産の薪を2 m³以上又は国産の木質ペレットを300 kg以上使用すること。
- (5) 申請年度内に木質バイオマス利用機器の設置・支払まで完了すること。

対象とする要件等

薪又は薪炭、木質ペレットなどの木質バイオマスを燃料とするストーブで、以下の条件をすべて満たすストーブ

- (1) 市内で居住する住宅もしくは利用する事業所等に設置するもの。
- (2) 設置前において未使用品であること。

財政支援措置

- (1) 木質バイオマス利用機器の購入費及び設置費用（ ）の3分の1。
- (2) 1基当たりの補助額の上限は100千円。
- (3) 同一事業主体に対して1基・1回に限り交付。

費用は、木質バイオマス利用機器を設置するために必要な配送料や取り付け施工料で、取り付けに伴う建物の増改築及び電源工事に要する経費は除く。

事業期間：令和7年度～令和10年度

留意事項

木質バイオマスストーブおよび煙突を設置するときは、火災が起これないように、消防法関連法規と建築基準法関連法規により定められた基準を守り設置すること。

参考「木質バイオマスストーブ 環境ガイドブック」(発行 環境省)

木質バイオマスストーブの使用による煙の発生について、近隣住宅などの迷惑とならないよう留意すること。

ゴミなどの廃棄物や健康に害するおそれのあるものは、木質バイオマスストーブで燃やさないこと。